

物品売買契約（案）

1. 物件名 特別支援學級電子黑板等購入

## 2. 数 量

| 品名   | 規格          | 数量   |
|------|-------------|------|
| 電子黒板 | その他、仕様書のとおり | 12 台 |

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| 3. 契約金額                | ¥ | — |
| (うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額) | ¥ | — |

4. 納入期限 令和9年1月29日

5. 納入場所 久米島町立小学校、久米島町教育委員会

## 6. 契約保証金額 免除

上記の物品売買について、発注者（甲）と供給者（乙）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通を保有する。

仮契約 令和 年 月 日  
本契約 令和 年 月 日

|        |        |                       |
|--------|--------|-----------------------|
| 発注者（甲） | 住 所    | 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地 |
|        | 商号又は名称 | 久米島町                  |
|        | 氏 名    | 久米島町長 桃原 秀雄           |

供給者（乙） 住 所  
商号又は名称  
氏 名

但し、議会の議決後、本契約として認められるものとする。

(信義則)

第1条 乙は、甲の指示及び別に定める仕様書等に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

(検査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、甲の指示する場所において甲の立会を求め、遅延無く検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となった物品は、甲の指示する期限内に修補又はこれに代えて新たに調達し、前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

3 前項の修補又は再調達に要する費用は、乙の負担とする。

4 納入及び検査に要する費用並びに検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第3条 物品に契約書または仕様書等に定める内容に適合しない状態（以下、この条において「契約不適合」という。）があるときは、甲は乙に対して無償による契約不適合の修補又は再調達その他の方法による履行の追完を請求（以下、この条において「追完請求」という。）することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求（以下、この条において「代金減額請求」という。）することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は催告することなく直ちに代金減額請求をすることができる。

ア 履行の追完が不能であると認められるとき

イ 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

ウ 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき

エ 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

4 契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、追完請求または代金減額請求を行うことができない。ただし、乙が仕様書等の内容が不相当であることを知りながらこれを告げなかったときは、この限りではない。

5 第1項から第3項までの規定は、第7条の規定による契約の解除権の行使を妨げない。

6 甲は、契約不適合を理由として追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求をするときは、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しなければならない。ただし、乙がその契約不適合を知っていたときは、この限りではない。

(履行遅延)

第4条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため期間の延長を求めたときは、久米島町契約規則（平成21年久米島町規則第12号）第15条第1項の規定により、遅延日数に応じた

違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災事変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(再委託、権利義務の譲渡の禁止)

第5条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し調達業務の全部または一部の実施を委託し、もしくは請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(契約の解除)

第6条 甲又は乙は、相手方の契約違反に対して、当該違反行為の是正に必要な期間を定めた是正催告を行ってなお是正がなされないときは、事前の通知を行った上でこの契約を解除できるものとする。ただし、契約違反が故意又は重大な過失に基づくときは、催告を要せず、この契約を解除できるものとする。

2 甲は、前項に該当したことにより、契約を解除したときは、乙に対して、支払った委託料の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(暴力団の関与による契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

ウ 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

エ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約等を締結したとき。

オ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

カ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

キ 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

ク 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前条第2項の規定は、前項各号の規定により契約が解除された場合について準用する。

(違約金)

第8条 前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に支払うものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、第3条の検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

(協議)

第11条 乙は、この契約条項のほか、久米島町契約規則を守るものとし、疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。